

事務連絡

令和7年4月24日

都道府県
各市区町村 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資について（補足）

独立行政法人福祉医療機構では、事務連絡「物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について（令和7年4月8日）」にてお示ししたとおり、既存の優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保等の優遇措置を講じた融資を行っております（参考1）。

本優遇融資については、融資を受けるまでの流れや、既往借入金との関係など、よくあるご質問を福祉医療機構のホームページにQ&A（参考2）として掲載しましたので、管内の関係機関、社会福祉施設等への周知方お願いいたします。

（福祉医療機構ホームページ）

[物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のご案内 | WAM](#)

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

【優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付 物価高騰対応資金専用番号

直通電話：03-3438-0403

令和7年度

福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

＜対象となる施設・事業＞

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

| 融資条件 | 福祉貸付 | 医療貸付 |
|---------------|---|--|
| 対象施設・事業 | 社会福祉施設等 | 病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業 |
| 償還期間 | 10年以内 | |
| 据置期間 | ①1年6月以内 ②2年以内 | ①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内 |
| 貸付利率 | 1.50%※1 | |
| | 直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子 | 直近の事業収益(医療収益)の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子 |
| 無担保貸付 限度額 | ①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分 | ①500万円 ②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益(医療収益)の2月分 |
| 貸付金の限度額 ※2 | (①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院：7.2億円 ・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍 |
| 保証人※3 | 適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能 | |

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表(PDF)もしくは医療貸付利率表(PDF)の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

▼利率表はこちら



お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/



【福祉貸付、医療貸付】

物価高騰の影響を受けた施設等に対する
経営資金又は長期運転資金（以下「本資金」という。）の取扱いに係るQ&A

【目次】

- 1. 本資金のお手続きについて
Q1～Q3
- 2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について
Q4～Q20

1. 本資金のお手続きについて

Q1 本資金はどのような融資制度でしょうか。

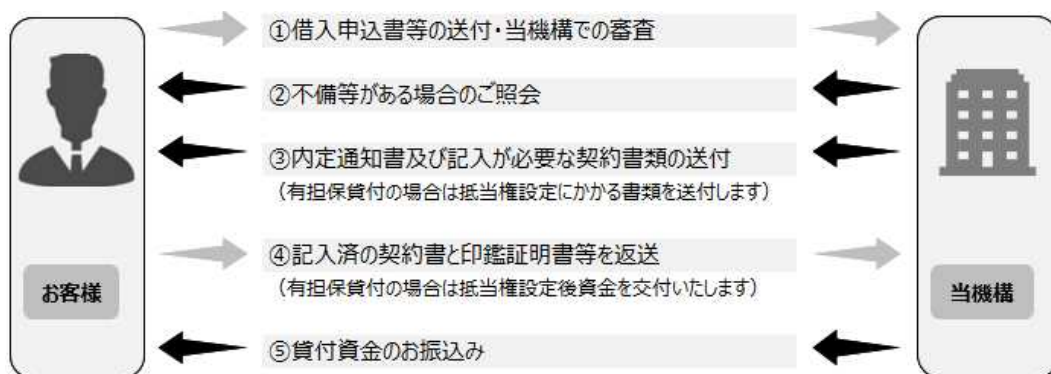
A1 近年の物価高騰の影響により経営状況が悪化した施設・事業において必要な経営資金・長期運転資金について通常のメニューから優遇して融資を行います。

なお、所定の審査がございますので、物価高騰の影響による費用の増加や利益の減少（損失の増加）、今後の経営改善の見込、その他審査に必要な内容の確認が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただくことがございます。

Q2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A2 次の図のような流れになります。

有担保での貸付になるか、無担保での貸付になるかでお手続きの流れが若干異なるのでご注意ください。



Q3 申込から融資実行までどのくらいの日数がかかりますか。

A3 できる限り速やかに融資の実行ができるように努めておりますが、現在、数多くのお客様から融資のご相談をいただいている状況であり、順番にご対応しております。

また、お客様の状況（財務収支・償還財源・担保等）に懸念が見受けられる場合、審査に時間を要することがあるため、必ずしも融資の実行の時期についてご希望に沿えない可能性がありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について

Q4 どのような場合に本資金の融資の対象となりますか。

A4 融資対象となるためには下表の要件を満たす必要があります。

| ベースアップ評価料・処遇改善加算届出 | |
|--|--|
| あり | なし |
| <p>①お申込みいただく施設（拠点）における、申込時点で提出可能な直近月の試算表を、その前年または前々年と比較し経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が減少していること。</p> <p>または、法人全体の直近決算年度において経常利益が赤字となっていること。</p> <p>②お申込み時に経営改善計画書を提出し、融資後 2 年間に於いて当該経営改善計画書の履行状況を報告すること。</p> | <p>・お申込みいただく施設（拠点）における直近 1 年以内の物価高騰等の影響を受けた月の試算表を前年または前々年と比較し、</p> <p>①経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が減少していること。</p> <p>②人件費や減価償却費等を除いた事業費用（サービス活動費用、医業費用、支出など）が増加していること。</p> |

Q5 ベースアップ評価料・処遇改善加算届出実績がある場合の要件にある、経営改善計画書はどのようなものを提出すれば良いですか。

また、経営改善をさせる必要がない場合、提出を省略することはできますか。

A5 経営改善計画書は当機構指定様式にてご作成ください。また、必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

また、経営改善計画書はお申込みいただく施設（拠点）及び経営改善を要する施設（拠点）についてご提出いただく必要があります。

Q6 融資額に上限はありますか。

A6 融資限度額の計算は下表のとおりとなります。

| ベースアップ評価料・処遇改善加算届出 | |
|--|--|
| あり | なし |
| <p>次の①～②のうち、いずれか低い額が融資限度額となります。</p> <p>なお、②については医療貸付のみの適用要件となります。</p> <p>①担保評価額×80%（診療報酬債権担保の場合は100%） ※無担保の場合は500万円と直近事業収益の2か月分を比較し高い額</p> <p>②病院 7.2 億円 老健・介護医療院 1 億円</p> | <p>次の①～③のうち、いずれか低い額が融資限度額となります。</p> <p>なお、③については医療貸付のみの適用要件となります。</p> <p>①物価高騰等の影響を受けた月（原則直近1年以内）と前年同月などと比較した際の費用増額の24倍</p> <p>②担保評価額×80% ※無担保の場合は500万円が融資限度</p> |

| | |
|---------------|---|
| 診療所等 4,000 万円 | 額となります。 ③病院 7.2 億円 老健・介護医療院 1 億円 診療所等 4,000 万円 |
|---------------|---|

ホームページに掲載している「物価高騰対応資金借入申込書」エクセルで、融資額の上限量目安が算出できますので、借入申込前にご確認ください。

Q7 償還期間および据置期間は何年になりますか。

A7 償還期間および据置期間は、下表のとおりとなります。

| ベースアップ評価料・処遇改善加算届出 | |
|--|--|
| あり | なし |
| <ul style="list-style-type: none"> 償還期間は最長 10 年、据置期間は償還期間のうち最長 2 年となります。 また、医療貸付事業においては次の①又は②の要件を満たす場合は、据置期間は最長 5 年となります。 ①医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱(令和 7 年 2 月 12 日医政発 0212 第 5 号)による病床数適正化支援事業について事業計画の提出をした施設 ②地域医療構想会議調整会議において合意を得て、地域ニーズを踏まえた再編・減床を行う施設 | <ul style="list-style-type: none"> 償還期間は最長 10 年、据置期間は償還期間のうち最長 1 年 6 ヶ月となります。 |

Q8 無利子期間がありますか。

A8 無利子期間の取り扱いについては、下表のとおりとなります。

| ベースアップ評価料・処遇改善加算届出 | |
|---|--|
| あり | なし |
| <ul style="list-style-type: none"> 直近の事業収益の 2 か月分(融資限度額を上回る場合は融資限度額)までを上限とし、当初 2 年間無利子となります。 また、医療貸付事業においては次の①又は②の要件を満たす場合は当初 5 年間無利子となります。 ①医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱(令和 7 年 2 月 12 日医政発 0212 第 5 号)による病床数適正化支援事業について事業計画の提出をした施設 | <ul style="list-style-type: none"> 無利子期間はありません。 |

| | |
|---|--|
| ②地域医療構想会議調整会議において合意を得て、地域ニーズを踏まえた再編・減床を行う施設 | |
|---|--|

Q9 算定基礎となる経常利益の減少または費用の増加額等に関して、●%までなど制限を設けていますか。

A9 特段、制限を設けておりませんが、上記 A4 記載の融資対象となる要件をすべて満たす必要があります。

例えば、ベースアップ評価料・処遇改善加算届出がなされていない場合、事業費用（サービス活動費用、医業費用、支出など）が増加していても経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が増加している場合は本融資の対象となりません。

Q10 施設・事業の開業から1年未満ですが、本資金の融資対象となりますか。

A10 本資金は、開業から間もない場合のいわゆる新規開業資金への使用はできません。原則、開業から1年以上経過し、決算期を迎えている必要があります。

Q11 本資金の用途に制限はありますか。

A11 本資金は物価高騰の影響を受けて費用が増加した結果、一時的に資金繰りが悪化した場合の補てん等に充てる資金となりますので、当機構以外の既往借入金の繰上返済や借換資金、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等定められた用途以外に使用したことが確認された場合、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがありますのでご注意願います。

Q12 無利子上限額（直近の事業収益の2ヶ月分（融資限度額を上回る場合は融資限度額））を超えてお申込みすることはできますか。

A12 担保評価額×80%（診療報酬債権担保の場合は100%）の範囲内であれば、無利子上限額を超えて、有利子分としてお申込みいただくことができます。

なお、無利子分と有利子分（有担保）を同時でお申込みいただく場合は、それぞれでお申込みいただく必要があります。

また、医療貸付においては、次の金額を超えてお申込みいただくことはできませんのであらかじめご了承ください。

✓病院 7.2 億円、老健・介護医療院 1 億円、診療所等 4,000 万円

Q13 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることはできますか。

A13 融資限度額の範囲内であれば、再度、融資をお申込みいただくことは可能です。

ただし、再度、お申込みをいただいた時点におけるお客様の状況で審査を行うため、一定期間のお時間をいただくことや融資実行済の資金の使用用途を確認する場合がありますので、予めご承知おきください。

Q14 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合、改めて申込書は必要ですか。
A14 再度、融資のお申込みをいただく場合は改めて借入申込書一式を郵送によりお申込みください。

Q15 過去に新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ融資」という。）の融資を受け、現在、残高が残っている状況ですが、本資金の融資を受けることはできますか。
A15 お問い合わせの状況であっても本資金のお申込みは可能ですが、今回の審査において過去の融資の返済状況等を確認させていただくため、融資をお断りする場合や借入申込額の減額をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

Q16 連帯保証人は必要ですか。
A16 保証人不要制度をご希望いただけますが、審査の結果、連帯保証人として1名以上立てていただく場合もございますのでご了承ください。

また、保証人不要制度の利用にあたっては、福祉貸付事業に係るお申し込みについては0.05%を、医療貸付事業に係るお申し込みについては0.15%が通常の貸付利率に上乗せされます。

【個人のお客様の留意点】

個人のお客様で、個人保証でのお申込みをご希望の場合は、申込者本人以外の第三者を連帯保証人として1名以上立てていただく必要がございます。

また、申込者本人以外の第三者が保証参加する場合、原則として、公証役場において、保証意思の確認手続きを行っていただく必要があります。

Q17 借入申込は法人単位となりますか。
A17 原則、施設・事業単位での借入申込となります。
ただし、法人全体でのご返済が可能かどうか確認をいたしますので、法人全体でのご返済が可能な範囲に減額していただく場合がございます。

Q18 借入返済の途中で繰り上げて返済することはできますか。
A18 借入金の返済期限前に返済予定を繰り上げて借入金の一部または全部を返済することは可能です。
その場合、繰上償還に伴う弁済補償金が発生しますので、予めご承知おきください。
※弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、当機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を財源として再運用（貸付）する場合にその時点での金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契

約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰り上げ償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担いただくものです。

Q19 本資金の融資に当たって、団体信用生命保険特約制度へ加入できますか。

A19 一定の要件を満たせば加入していただくことができます。

この制度に加入された場合、万が一融資を受けた方が死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額（1億円）を限度に借入金と保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。

同制度の詳細については、「外部リンク：公益財団法人社会福祉振興・試験センター」をご覧ください。

Q20 本資金は福祉医療機構の「新型コロナウイルス対応支援資金」等の既往借入金の返済に使用することは可能ですか。

A20 可能です。なお、既往借入金を一括返済する（いわゆる「借換」）場合、金利等のご融資の条件によってはお客様のご返済に係るご負担が増加する場合がありますため、ご相談ください。

※その他不明点等ございましたら次の電話番号にお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

福祉貸付 物価高騰対応資金専用番号 TEL 03-3438-0403

医療貸付 物価高騰対応資金専用番号 TEL 03-3438-9940